国際課税制度の創設:国際商業会議所及び Adams 教授による貢献(一)

北川 博英

はじめに

筆者は、アメリカ合衆国(以下、合衆国という。)の国際課税制度の変革を研究対象としてきた。なかでも、内国国際販売会社(DISC)準則に端を発した合衆国と GAT/WTO との 30 年論争に合衆国が負け続けたことがターニングポイントとなり、1990 年頃に始まり、オバマ政権の下でなお行われている国際課税制度の改革論議の経過について研究してきた¹⁾。今後当該論議の行方を考察する上において、合衆国の現行国際課税制度の枠組みが創設された1910-1930 年代当時における、国際課税政策の元々の意図を理解しておくことが必要であると考えていたところ、Michael J. Graetz/Michael M. O' Hear

¹⁾ 合衆国における最近の国際課税改革に係る論議については、北川博英「米国経済再生大 統領諮問会議による国際課税改革報告書を読む」横浜国際経済法学第20巻第1号59頁 (2011年9月)。国際課税改革の選択肢において懸念される、実在の合衆国多国籍企業が 採用している大幅な実効税率の引下げへと導く所得移転については、北川博英「アメリカ 合衆国の多国籍企業による国外への所得移転に係る事例研究と国際課税改革の方向」横 浜国際経済法学第21巻第1号59頁(2012年9月)。

(以下、Graetz という。)による一つの論文に接する機会を得た²⁾。Graetz は本論文において、世界で初めて創設された合衆国国際課税制度の形成のためにはたした中心的役割について、後に述べる国際連盟の後援の下で作成された経済学者委員会報告書の主筆を務めたとされ、我が国でも良く知られている Edwin R.A. Seligman (以下、Seligman という。)が過大に評価され、我が国ではあまり知られていないと考えられる Thomas Sewall Adams³⁾ (以下、

我が国の文献では、Seligman についての言及は多々あっても、Adams についての言及は稀であるが、畠山武道「アメリカに於ける法人税の発達(一) - <法人・株主>を中心に一」(北大法学論集 24 巻 2 号 233 頁 (1973 年)、「アメリカに於ける法人税の発達(二) - <法人・株主>課税を中心に一」(北大法学論集 26 巻 2 号 139 頁 (1975 年)、「アメリカに於ける法人税の発達(三) - <法人・株主>課税を中心に一」(北大法学論集 26 巻 4 号 591 頁 (1976 年)、「アメリカに於ける法人税の発達(四) - <法人・株主>課税を中心に一」(北大法学論集 26 巻 4 号 591 頁 (1976 年)、「アメリカに於ける法人税の発達(四) - <法人・株主>課税を中心に一」(北大法学論集 28 巻 2 号 279 頁 (1977 年)では、随所に Adams を引用している部分がある。

Michael J. Graetz and Michael M. O'Hear, The Original Intent of U.S. International Taxation, 46
Duke Law Journal 1021 (1997) [hereinafter cited as Graetz 1997].

³⁾ Thomas Sewall Adams は 1873 年生まれで、1893 年に Baltimore 市立大学を卒業後 John Hopkins 大学に入学し同大学で1899年に経済学博士号を取得した。著書としては第一 次世界大戦前に最も広く利用されたという経済学の教科書(Outlines of Economics)を Richard T. Elv 教授らと共に 1908 年に発刊した他多数ある。彼が Wisconsin 大学の教授 であった 1911-1915 年にあっては、Wisconsin 州の租税長官 (tax commissioner) の任にあっ た。1916年から1933年に他界するまでは。Yale 大学で経済学教授の任にあって、主に財 政学及び先進経済学について研究しながら、同年に New York 州の最初の所得税法の草 案を作成した。1922 年から 1923 年にはアメリカ租税協会 (National Tax Association) の会 長を務め、1927年にはアメリカ経済学協会(American Economic Association)の会長を 務めた。また、1917年から Yale 大学教授の任にありながら連邦政府及び州政府及び民間 団体の顧問を務め、さらに同年にはウイルソン政権の下で、連邦財務省のアドバイサー として主に租税政策及び執行面での問題に携わった。さらに、租税法令立法時には、連 邦議会下院歳入委員会(House Ways and Means Committee)及び同議会上院財政委員会 (Senate Finance Committee) を前にして連邦財務省のスポークスマンの役割を果たした。 後に述べるが Graetz は、この時期における Adams が果たした役割に注目している、See, Graetz 1997. *supra* note 2. at 1028-1033₀

Adams という。)による貢献が過小に評価されてきた、という。国際商業会議所(International Chamber of Commerce、以下 I.C.C. という。)の二重課税委員会アメリカ部門(以下アメリカ部門という。)の責任者であった Adams は、当初から I.C.C. を通して国際連盟(League of Nations、以下 L.N. という)との緊密な連携を維持しながら、時には I.C.C. のパリ本部の二重課税委員会の議長を務め、1928年に L.N. が発表するモデル租税条約草案への序章となる

¹⁹²⁰⁻³⁰ 年代当時の各国による租税条約に係る交渉の経過については、国税庁『国際租税協定関係の参考資料集』(1941年5月10日)5頁、当時大蔵省主税局長の黒田英雄による「一. 国際二重課税問題について」において、1924年2月19日開催の国際商業会議所.による議論が報告されたが、そこでは、国家と納税者との関係について、旧来の「ポリティカル・アレジャンス」に代わって「エコノミック、アレジャンス」なる観念が生じていると報告している。又、同書「三. 国際二重課税会議」48頁、81-82頁では、国際連盟.の招請により、「エール大学教授にして財政学書として世界的令名のあるアダムス教授を代表として任命せし」とある。

なお本稿のための研究に於いて参考にした Adams による文献を下記に掲げる: Thomas Sewall Adams, Taxation in Maryland, 18 Johns Hopkins University History & Political Science 13 (1900) [hereinafter cited as Adams 1900]; The Wisconsin Tax, American Economic Review, December 1911(1911)[hereinafter cited as Adams 1911]; The Significance of the Wisconsin Income Tax, 28 Political Science Quarterly 569 (1913) [hereinafter cited as Adams 1913], Discussion-Address of the President, 8 National Tax Association Proceeding 199 (1914) [hereinafter cited as Adams 1914]; Effect of Income and Inheritance Taxes on the Distribution of Wealth, 5 American Economy Review 234, (1915) [hereinafter cited as Adams 1915]; Taxation of Business, 11 National Tax Association Proceeding 185 (1917) [hereinafter cited as Adams 1917]; Federal Taxes upon Income and Excess Profits, 3 American Economy Review 18(1918)(hereinafter cited as Adams 1918]; New Revenue Act, 108 The Nation 316 (1919) [hereinafter cited as Adams 1919], Fundamental Problems of Federal Income Taxation, 35 Quarterly Journal of Economics No. 4 (Sug.,1921) 527 (1921)[hereinafter cited as Adams 1921]; Ideas and Idealism in Taxation, 18 American Economic Review 1,(1928)[hereinafter cites as Adams 1928]; International and Interstate Aspects of Double Taxation, 22 National Tax Association Proceeding 193 (1929) [hereinafter cited as Adams 1929]; Interstate and International Double Taxation, in Lectures on Taxation edited by Roswell Magill 101 (1932) [hereinafter cited as Adams 1932].

べき I.C.C. による功績に重要な役割を果たした 4)。本稿では、現在の国際課税の指導理念である OECD モデル租税条約の処方箋となった、当時の L.N. によるモデル租税条約の草案作成過程において I.C.C. が果たした役割を明らかにする。さらに I.C.C. の二重課税委員会(Committee of Double Taxation)は当時の各主要国に二重課税委員会を組織していたが、アメリカ二重課税委員会の議長(Chairman)の任でもあった Adams が果たした貢献について明らかにしたい。筆者は、この研究の過程で、合衆国の Yale 大学の図書館に "Adams Papers"という名前で価値ある文献が所蔵されている事を知り、出版されていない手書きの文書若しくは原稿(manuscript and archive)のすべてを閲覧する機会を得て、膨大な量の貴重な未発表の資料の写しまでも入手することができた。本

⁴⁾ Graetz 1997 supra note 2, at 1066 において次のように述べている。1920 年に組織された(合 衆国を含む多くの加盟国各国の商業会議所を束ねる総括組織 (umbrella organization) であ る) I.C.C. は、二重課税問題を国際的外交議題と位置づけ、二重課税問題に対して影響力 の大きい初期的対応を行った。I.C.C. の二重課税委員会の一メンバーである Adams は、 I.C.C. にとって重要な役割を果たした。1928年のL.N. 後援により策定されたモデル条約に とっての序章は、L.N. が取り組むことになる多くの論点を前進させ、後に Adams が指導 する前提条件の設定や優先順位について、合衆国を代表する Adams の立場に光を当てる ことにもなるのである。また、Adams は、I.C.C. による国際的二重課税の弊害の除去への 取り組みに最初から参画していたので、Adamsのモデル租税条約策定に対する取組方法 を知る上で、I.C.C. の資料は極めて有益である。他方、正式に Adams が、合衆国を代表 する財政専門家として L.N. による国際的二重課税への取り組みに参画する前に、L.N. は すでに財政専門家委員会によるモデル租税条約草案策定に着手していた。したがって、こ の点だけからすると、一見すると、Adams の L.N. での役割は I.C.C. での役割と比べると 限定的のように見えるが、実はそうではなかった。イエール大学の図書館に所蔵されて いる "Thomas Sewall Adams Papers" には、Adams の手書きの原稿を含めた文書が所蔵 されているが、Adams が頻繁にロンドンへの往復旅行したことを示す旅程表 (itinerary) までも残されている。当初ジュネーブに置かれていた L.N. の本部は、ドイツによるフラ ンスの占領により、ジュネーブが地理的に孤立状態になり、事務など一部機関の移転を 余儀なくされた結果、財務部がロンドンに置かれていたことから、Adams が I.C.C 及び LN.との連絡及び連携した活動を行っていたと推察できる。

稿において、当該 "Adams Papers" から入手した文献を脚注で引用しているが、 そこでは "Yale Adams Papers, Box 12 (Correspondence 1923 - 1924 April)" 等 と表記している。

なお、二重課税問題は、直接税である所得税について生じるばかりでなく、 財産税(又は遺産税)についても生じるが、本稿では特に断りの無い限り、所 得税のみを取り上げる。

I 1900 年初頭における二重課税問題の背景

1. 国際課税

国際的経済活動⁵⁾に対する課税を国際課税 (international taxation) ⁶⁾といい、

⁵⁾ 金子宏は『租税法(第19版)』 468-469頁(弘文堂、2014年)において、「国際的経済活動(国際取引)について二つの側面があり、その一つは、わが国の国民が国外に進出してきて、投資その他各種の経済活動を行う場合である。他の一つは、外国の国民や企業が、我が国に進出してきて、投資その他各種の経済活動を行う場合である。」、としている。

⁶⁾ 国際的経済活動に対する課税をいう。金子宏、前掲 5) 454 頁。国際経済秩序と税制の関係については、神戸正雄『租税研究 第七巻』で、国際課税についての諸論をのべているのは 第四編 重複課税の本質、第五編 国際課税の主義論争、第六編 国際営業ノ課税、第七編 国際課税ニ於ケル人及證券の所在(弘文堂書房、1926年)、田中勝次郎『所得税法精義』(厳松堂書店、1930年)、田中勝次郎『改正法人税法の研究』(白亜書房、1951年)、小松芳明「法人税法における国際課税の側面について一問題点の究明と若干の提言」西野嘉一朗・宇田川璋仁編『現代企業課税論―その機能と課題』(東洋経済新報社、1977年)、小松芳明『租税条約の研究(新版)』(有斐閣、1982年)、小松芳明「国際租税法の発展と動向」(租税法研究第10号、1982年)、水野忠恒『国際課税の制度と理論―国際租税法の基礎的考察―』(有斐閣、2000年)、黒田東彦「世界経済秩序と国際課税ルール」水野忠恒編『国際課税の理論と課題(2訂版)』367頁(税務経理協会、2005)、赤松晃「国際課税の基本的な仕組み」金子宏編『租税法の基本問題』593頁(有斐閣、2007))。国際課税については、村井正編『教材国際租税法 I・II』(信山社、2001)、中里実『国際取引と課税―課税権の配分と国際的租税回避』(有斐閣、1994)、赤松晃『国際租税原則と日本の国際租税法―国際的事業活動と独立企業原則を中心に』(有斐閣、2001年)、増井良啓・宮崎裕子『国際租税法(第2版)』(東

横浜法学第24巻第2・3号 (2016年3月)

国際課税を規律する法を国際租税法 7 (international tax law) という。しかし、実際に国際租税法という制定法が存在するわけではなく、我が国をはじめ各国が制定する租税法と我が国と他国との間で締結している二国間(ときには多国間)の租税条約 8 をあわせて国際租税法という 9 。

2. 国際的二重課税問題の背景

国境を跨ぐ国際的経済取引の結果生じる国際的二重課税(以下、二重課税という。)の問題が顕在化し、その問題が、FDIを含む国際的経済活動に対して、深刻なまでの障害になり得ることが認識されるきっかけとなったのは、第一次世界大戦(1914年に始まり 1918年に終結した。)後の合衆国及びヨーロッパ諸国による急速且つ急角度による税率引き上げであった 100。二重課税問題についての当時の背景について、Carroll 111 は、次にように述べている。第一

京大学出版会、2011年)。また、合衆国の法人税の構造についての先行研究として、水野 忠恒『アメリカ法人税の法的構造―法人取引の課税理論―』(有斐閣、1998年)。See also, Michael J. Graetz, Foundations of International Taxation, (Foundation Press, 2003).

⁷⁾ 国際課税に関する法を国際租税法 (international tax law) という。金子宏、前掲 5) 454 頁。 水野忠恒『租税法 (第 5 版)』 569 頁 (有斐閣、2011 年)。

⁸⁾ 国際的二重課税 (international double taxation) をどのように排除するか、外国の国民及び企業に対してどのように課税するか、それと関連して、各主権国家の課税権をどのように調整し制限するかの問題がある。さらに国際的経済活動は、主権国家の領域をこえて行われ、その調査権が及びにくいため、そこから生ずる所得につては、脱税(国際的脱税)若しくは脱税のための国際取引が仮装されることも少なくない。また、国際的経済活動においては、複数の国家の税制の相違を利用した租税回避(租税裁定、tax arbitrage)が行われることが多い。これらの問題を適切に対処するためには、国家間の協力が不可欠である。そこで、各国は他の国々との間で、二国間の租税条約を締結して、これらの問題の解決を図っている。この点については、金子宏、前掲5)460462頁及び川端康之「外国税額控除制度」水野忠恒編『国際課税の理論と課題(2 訂版)』135頁(稅務経理協会、1999 年)。

⁹⁾ 金子宏、前掲5) 454 頁。

¹⁰⁾ Carroll 1968 A, *infra* note 11, at 692. 合衆国の当時の税率に引き上げについては、Bank 2010, *infra* note 16, at 109。

11) Carroll は、1930年に国際租税協会(International Fiscal Association: FA)の創始者として 会長に就任し、1971 年には名誉会長に指名されたことで知られているが、当時は Adams の補佐役を務めていたとされる。元来 Carroll は、法律家(Lawver)であり、かつ、国際 課税の専門家で、1930 年代から 1940 年代にかけて数多くの租税条約策定に参画している。 Adams の補佐役的な役割を果たしていたとされているが、Adams が 1933 年に没する 3 年前に、Adams の尽力によりロックフェラー財団(Rockefeller Foundation)から、諸国 の租税制度及び既に締結されている租税条約における国際的事業所得に係る課税権の配分 の規定等を調査し研究するための、助成金が与えられた。Adams の死後、当該調査・研 究の仕事を Adams から Carroll が引き継ぐように L.N. から指名を受け、Carroll は第二次 世界大戦のさなか、我が国を含む各国の課税当局者と面談の上、第一部から第五部からな る下記報告書を執筆した。本報告書については、See, Volume I. France, Germany, Spain, the United Kingdom and United States of America" (C. 73. M. 38. 1932. II. A.); Volume II. Austria, Belgium, Czecho-Slovakia, Free City of Danzig, Greece, Hungary, Italy, Latvia, Luxemburg, Netherlands, Roumania and Switzerland. (C425. M. 217. 1933. II. A.); Volume III. British India, Canada, Japan, Mexico,, Netherlands Indies, Union of South Africa, States of Massachusetts, of New York and Wisconsin. (C. 425 (a). M. 217 (a). 1933. II. A.); Volume IV. Methods of Allocating Taxable Income, by Mitchell B. Carroll, LL. B. Lic. Droit (Paris), D. Jur. (Bonn), former special Attorney, United States Treasury Department, Director of the Study of the Allocation of Income. (C. 425., 217 (b). 1933. II. A); Volume V. Allocation Accounting for the Taxable Income of Industrial Enterprises, by Ralph C. Jones, Ph. D. C. P. A. (III.), Associate Professor of Accounting, Yale University. (C. 425 (c). M. 217 (c). 1933. II. A.)

なお、L. N. が、国際的二重課税及び脱税防止の問題に取り組んでから 20 年を経過した 1939 年にその進捗状況についての報告を求めたが、当該報告書の執筆者も Carroll である。 L. N., Prevention of International Double Taxation and Fiscal Evasion: Two Decades of Progress under the League of Nations by Mitchell B. Carroll, 1939 [hereinafter cited as Carroll 1939].

本稿で参考にしたCarrollによる文献は、L. N., Collection of International Agreements and Internal Legal Provisions for Prevention of Double Taxation and Fiscal Evasion (prepared by the Economic and Financial Section of the Secretariat of the League of Nations accordance with the Council Resolution of September 15th 1927, [Document C. 365, M. 102, 1928, II.]; Mitchell B. Carroll, A Brief Survey of Methods of Allocating Taxable Income Throughout the World, at 131, Lectures of Taxation, edited by Roswell Magill (1932) [hereinafter cited as Carroll 1932]; Allocation of Business Income: The Draft Convention of the League of Nations, 34 Columbia Law Review 473 (1934) [hereinafter cited as Carroll 1934]; The Development of International Tax Law: Franco-American Treaty on Double Taxation-Draft Convention on Allocation of Business, American Journal of International Law, Volume 29, No. 4 (1935) [hereinafter cited as Carroll 1935]; International Tax Law: Benefits for American Investor and Enterprises Abroad (Part I), 2 International Lawyer 692 (1968) [hereinafter cited as Carroll 1968A]; Evolution of U.S. Treaties to Avoid Double Taxation of Income (Part II). 3 International Lawyer 129 (1968) [hereinafter cited as Carroll 1968B]: IFA's Growth with International Tax law, Volume 5 No. 3 The International Lawyer 558 (1971) [hereinafter cited as Carroll 1971]; The Historical Development of Income Tax Treaties, Income Tax Treaties, at 51, edited by Ion E. Bischel, Practicing Law Institute (1978) [hereinafter cited as Carroll 1978].

次世界大戦中の戦費調達のために各国が急速に税率を引き上げたことを理由に、通常及び付加税(normal tax and surtax)に係る租税債務が、所得の源泉を有する外国で既に課税された所得に対して母国による重畳的課税が行われる結果、租税債務の総額が所得の金額までも超える結果にもなりかねないようになった ¹²⁾。

Carroll は二重課税問題を写実的に観察するために、ここで、ロンドン、パリ、ベルリン、マドリッド、ボンベイ、バタビア、東京、メキシコシティ及びハバナに支店があるニューヨークの法人であるアメリカ輸出会社を例にとって次のように説明する。当該輸出会社はそのオランダ領東インドの農場でゴムを生産し、そのゴムを合衆国に輸出しそこで最終製品の製造を行っている。これらの製品の一部は合衆国内で販売するが、その一部は上に掲げた外国の都市にある支店で販売する。フランスの支店は、現地の市場で当該最終製品を販売するために、特殊な方法で製品を完成させている。このような事実関係の下で、関係各国がそれぞれの国内法又は独自の課税実務の下で課税する結果生じる同一の所得に対する二重課税は、源泉地国と企業の課税上の住所が所在する居住地国との間の課税権の衝突を生じさせるばかりでなく、各国が課税の根拠とする所得源泉地自体の重複までも生じさせている「3)。

このような不合理な状況から脱出できる唯一の方法は、可能な限り早期に、各国の課税管轄権を制限する全世界に共通する協定(agreement)を締結し、恒久的施設を有する様々の国の間で企業の利得を分割する実務的な方法を確立することが期待されていた¹⁴⁾。

¹²⁾ Carroll 1968A, *supra* note 11, at 692.

¹³⁾ Carroll 1934, supra note 11, at 474.

¹⁴⁾ Carroll 1932, supra note 11, at 132.

3. 合衆国における国際課税制度の創設

3. 1 当時における各国の所得税制度

1920年初頭前後における世界各国(とりわけヨーロッパ諸国。)の所得課税制度は、伝統的な物税(又は分類所得税)に加えて人的能力に着目する人税(又は総合所得税)が出現しつつあったが、これらの制度の内容および程度において区々であった。

後に述べる L.N. に提出された経済学者委員会報告書では、合衆国及びヨーロッパ諸国では、概略三種類の所得課税制度に分類できるとしていた ¹⁵⁾。

- ① 物(thing)及び富という様々な客体(different object of wealth)に対して課税する物税(又は分類所得税)の段階を、未だ超えていない制度であり、第一次世界大戦前のフランス及びベルギー並びにドイツの各州に見られる。
- ② 物税(又は分類所得税)制度としながら、合計所得金額に対してある種の租税を課して補正する制度であり、当時のフランスに見られ、また、イタリアでも、同様の制度が1919年に立法され1923年に実施される予定であったが、当時では執行が延期されていた。
- ③ 資源の総額 (total resource) に対する純粋所得課税 (pure income tax) であり、次に述べる 1913 年に立法された合衆国の制度及び、英国、ドイツ及びオランダに見られる。

後に述べるが、Adams の提案により租税条約上源泉地国課税及び居住地国 所得税という区分に統一されるまでは、各国で区々となっている所得課税制度 (とりわけその意義が曖昧な物税及び人税の区分) は、L.N. を悩ませることに なった。

¹⁵⁾ L. N., Economic and Financial Commission-Report on Double taxation, submitted by Professors Bruins Einaudi, Seligman and Sir Josiah Stamp, [Document EFS 73. F.19], at 26 (1923) [hereinafter cited as L. N. 1923], and see generally League of Nation, supra note 11, Carroll Collection Reports.

3. 2 合衆国における連邦所得税制度及び国際課税制度の創設 16)

合衆国では、1913年2月に合衆国憲法の第16修正¹⁷⁾ が承認されたことにより、合衆国連邦議会は、同年10月に合衆国の者(個人及び法人並びにパートナーシップ)が稼得する純所得に対して、その源泉に関わらず(income from whatever source derived)課税する連邦所得税法を立法した¹⁸⁾。当該1913年

第1篇第8節1項:「連邦議会は、次の権限を有する。合衆国の債務の弁済、共同の防衛および一般の福祉の目的のために、租税、関税、輸入税及び消費税を賦課徴収すること:ただし、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国を通じ均一でなければならない。」。第1編第9節4項:「人頭税その他の直接税は、上(第1篇2節3項)に規定した人口調査又は算定に比例するものでなければ、賦課してはならない。」;直接税の人口比例に関しては、第1篇第2節3項:「下院議員及び直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して各州の間に配分される(以下省略)。

また、歳入の賦課に関する法案の連邦議会に対する提出手続きについては、第1篇第7節1項:「歳入の賦課に関するすべての法案は、先に下院に提出されなければならない;ただし上院は、他の法律案におけると同様、これに対し修正案を発議し、または、修正を付して同意することができる。」;第16条修正、「連邦議会は、いかなる原因に基づく所得に対しても、各州に比例的にではなく、また人口調査もしくは算定に関係なく、所得税を賦課徴収する権限を有する。」;See, Boris I. Bittker, Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders Seventh Edition, Preface at 1-3 (2000):合衆国憲法第16条修正前後の法人税導入の経過については、畠山武道、前掲3) 246頁。

18) Revenue Act of 1913, H. R. 3321, Public No. 16, 63d Congress, 1st Session, ch. 16, 38 Stat. 114. ここで、所得課税には個人に対する所得課税及び法人所得に対する所得課税を含む。法人に対しては、合衆国憲法第16条修正に先立つ4年、1909年のPayne-Aldrich 関税法(Payne-Aldrich Tariff Act of 1909)の立法の中で、法人税法を制定し連邦政府による課税が行われていたが、その根拠は法人という能力をもって事業を行うという特典

¹⁶⁾ 合衆国の連邦所得税制度(とりわけ法人所得税制度)の創設については、Steven A. Bank, From Sward to Shield: The Transformation of the Corporate Income Tax, 1861-to Present (2010) [hereinafter cited as Bank 2010]。

¹⁷⁾ 合衆国憲法の規定のうち、租税に関するものは次のとおりである。なお、合衆国憲法各 規定及び第16修正の邦訳については、田中英夫『BASIC 英米法辞典』付録 I 合衆国憲法: 対訳(2007年)に従った。

の立法で用いられている「すべての源泉より発生した全部の純所得¹⁹」という表現を国際課税の文脈で解釈すると、合衆国の者に対する全世界所得課税²⁰)を意図する立法である。

1913 年における連邦所得税法の立法時から、合衆国はその全ての市民並びに居住者及び法人並びにパートナーシップに全世界所得課税を課しているが、1913 年当時、適用される税率は 1% とまだ低く ²¹⁾ その結果の二重課税の問題 (privilege) の行使に対する憲法上規定されている消費税又は間接税であり、合衆国憲法第 16 修正が連邦政府に課税を認めた所得課税とは性質を異にするものであった。1913 年の恒久的所得税法については、畠山武道、前掲 3) 261 頁。

- 19) 畠山武道、前掲 3) 261 頁によれば、「合衆国のあらゆる市民に対し前暦年度内に凡ての源泉より発生した(arising or accruing)全部の純所得に対して、これらの所得に対する年間 1%の税が毎年賦課され、査定され、徴収され及び支払われるものとする。」、とされていた。
- 20) 全世界所得課税の根拠となる Lotus Case France v. Turkey (1927), P. C. I. J. Ser. A. No. 10 及び Cook v. Tait, 265 U. S. 47, 56 (1924) については、北川博英、後掲)27、204 頁 (脚注 12)。
- 21) 1913年に連邦所得税が立法されたときの法人税率は1%であり、主として保護関税を 徐々に減少させる過程での関税引き下げの代替財源でしかなかった。しかし、1.919 年に 第一次世界大戦が勃発したことにより、一挙に重税方針へと転換された。渋谷博史は、 『現代アメリカ連邦税制史 - 審議過程と議会資料 (U.S. Tax History, 1913-1986)』5頁に おいて、1913年当時の時代背景について次のように述べている。「アメリカで個人所得 税と法人所得税が導入された1913年は、第1次世界大戦前のいわゆる帝国主義の時代で あり、ヨーロッパの先進資本主義国は軍事費や植民地経営費や国債費という帝国主義的 な財政支出の膨張によって新たな財源の必要性が生じ、個人あるいは法人の課税標準と する現代的な所得税への依存度を高める必然性があったといわれる。しかしアメリカの 場合は、イギリスを中心とするパクス・ブリタニカ(大英帝国の平和のために:三省堂 大辞林から)という国際体制の枠内で、工業の競争力の向上によって保護関税の必要性 を減少させながら、他方で農産物輸出国として自由貿易的な傾向を次第に強めるという ような位置を占めており、しかも地理的に大西洋と太平洋の二つの大洋によって隔離さ れていたので、軍事費はさほど増大しなかった。」また、「この点は、・・・第2次政界大 戦後のパクス・アメリカーナ(アメリカの平和のために:三省堂大辞林から)という国 際体制でアメリカが基軸国として巨大な軍事支出を維持し、それを賄うために戦時に拡 充された所得税の重課税水準を平時にも定着させるようになったこととは、歴史的コン トラストをなしている。。

も比較的軽微なものであった。しかし第一次世界大戦中に世界中の税率が上昇 した結果の 二重課税の問題は、外国で事業を行う又は外国に投資を行うアメ リカ人にとっても例外ではなかった²²。

そこで、合衆国連邦議会は1913年歳入法の立法により個人及び法人の純所得額を課税ベースとする全世界所得に対する課税を承認してから6年後の1919年歳入法²³⁾で、Adamsの提案による世界で初めて間接外国税額控除(indirect credit or deemed paid credit)を含む外国税額控除制度(foreign tax credit system、以下FTC又はFTC制度という。)を導入した。次いで1921年歳入法²⁴⁾では、これもAdamsの提案により、世界で初めてFTCの控除限

²²⁾ Graetz 1997, supra note 2, at 1045 では、合衆国の個人に対する最高税率は77%にまでおよび、法人に適用する基本税率は10%であったが大規模会社に適用される超過利潤税 (excess profit tax) は60%であった。この当時は単なる二重課税の問題というより、二重課税の負担による倒産の続出が深刻な問題とされていた。

²³⁾ 外国税額控除制度が 1918 年歳入法の一部であったとされているが、誤解がある。何故なら実際に法案が成立したのは 1919 年である。もともと法案は 1918 年夏の連邦議会に提出され、同年 9 月には下院で可決されたが、同年 11 月の第一次世界大戦の休戦まで上院による審議を完了させることができなかった。当該休戦後法案に一定の修正を加えた上、上院で可決されたのは 1919 年 2 月となった。See, Graetz 1997, supra note 2, at 1047, Note 105. なお、Revenue Act of 1918, H.R. 12863, Public No. 254, 65th Congress, 3d Session, ch. 18, 40 Stat. 1057, 1073, 1080 - 1082 (1919). 1918 年歳入法の立法前は、外国税額の費用控除だけが認められていた。本立法により税額控除を認めたが、この時点では、FTC 限度額を設けず、全額控除制度 (full credit, 外国で納付された外国税額全額を合衆国租税債務から控除することを意味する。) であった。See Graetz 1997, supra note 2, at 1041.

²⁴⁾ Revenue Act of 1921, H. R. 8245, Public No. 98, 67th Congress, 1st Session,ch. 136, 42 Stat. 227, 249, 258. なお、Graetz 1997, *supra* note 2, at 1043-1944 において Graetz は、FTC 制度を創設した1921年の歳入法は、合衆国租税政策を「全世界の効率(worldwide efficiency)」の促進ないしは「資本輸出中立性(capital export neutrality)」に移行する、というような政策的意思決定なしに行われている。連邦所得税を承認した合衆国憲法第16修正がアメリカ人に受け入れられたのは「公正さを正当根拠とする」ものであり、1918年当時の議論は、投資に対する経済的効率の促進という観念よりも公正な課税

度額制度を確立した 25)。

合衆国の全世界所得課税制度と FTC 制度からなる現行国際課税制度の枠組みは、前述の 1910-20 年代における立法時の基本的枠組みが現在なお踏襲されている。

4. Adams による事業所得課税の意義

Seligman²⁶⁾ と Adams との間に、課税の根拠をはじめとする理論の闘争

の方が政策的にもより説得的であった、という。ここでの Adams による提案については、See, Adams 1929, *supra* note 3, at 198. また、二重課税の問題に対する Adams に考え方及び合衆国の FTC 制度創設の比較的詳しい経緯については、See, National Foreign Trade Council, *The NFTC Foreign Income Project: International Tax Policy for the 21st Century Part Two*, at 149-161.

- 25) Carroll 1968A, supra note 11, at 692-693.
- 26) Edwin R.A. Seligman は 1861 年生まれで、1879 年に Columbia College を卒業後、ヨー ロッパのベルリン、パリ、ジュネーブ及びハイデルベルグで学び、1882年に Columbia College に戻り、1885 年に博士号を取得、1888 年には非常勤教授、1891 年に政治 経済学教授に昇任され1939年に没するまでその任にあった。アメリカ経済学協会 (American Economic Association) 及びアメリカ大学教授協会 (American Association of University Professor) の創設に尽力しそれぞれの創設時の会長 (president) に就 任したほか、アメリカ租税協会(National Tax Association)の会長を務めたこともあ る。その活動範囲は広範で、教授として及び税制の専門家としての活動の他、政府、 市民団体その他の社会改革を促進しようとする団体との活動がある。L.N. から国際的 二重課税の問題についての調査を委託された四人の経済学者の一人として合衆国から 派遣され、後に述べる1923年の経済学者委員会報告書の主筆を務め、その後の国際課 税制度及びLN.によるモデル租税条約の基礎を築いたと、合衆国においても理解され てきた。しかし、Graetz は、Seligman に対する評価は誇張されすぎており、Thomas Swell Adams がはたした業績こそが評価されるべきであるという。See. Graetz 1997. supra note 2. at 1027. 事実、我が国の文献のほとんどで、Seligman への言及は多々ある が、Adamsへの言及はほとんどされていない。この状況は、合衆国においても同様で あるという。

があったことについては筆者による別稿²⁷⁾で報告した。ここまで述べてきた合衆国による国際課税制度の立法の内容を観察すると、合衆国連邦議会は、Adams(及び当時の連邦財務省)による主張を採用したと考えているが、Adamsによる事業所得課税の意義についてその要点を述べる。

4. 1 所得課税の根拠 28)

Adams は事業所得課税の文脈で、次に述べる利益説を課税の根拠とする立論を行ったが、事業所得課税の有効性と必要性について曰く、「政府のコストの大きな部分は、適切な事業環境を維持することが不可欠であることに辿ることができる。歴史的にも、このような機能を満足させるために(行政上の:筆者加筆)市が出現したという論者もある。事業は、裁判所、警察、消防署及び陸海軍が専念する仕事の多くに対して(そこで生じる財政負担を分担する:筆者加筆)責任がある。新しい企業は、政府に新たな役割を生じさせ更なる公的支出を生じさせる。・・・私的事業と政府のコストとはルーズな関係にあるとはいえ、……、それは現実の関係であり、長期的には企業が増えれば政府が

²⁷⁾ 北川博英「アメリカ合衆国における国際課税制度の創設: Seligman と Adams による 論争」横浜法学(旧称 横浜経済法学)第22巻第2号175頁(2013年12月)にて報 告した。

²⁸⁾ 所得税の文脈での課税の根拠については、金子宏は、「租税法における所得概念の構成」 『所得概念の研究』1-5頁(有斐閣、1995年)で、「税負担を国民の間にどう配分すべきかは、租税制度の最も基本的な問題の一つである。」とし、それが公平に配分されなければならないことは、租税正義(tax justice)の名の下に、今日一般に承認されているところである。しかし、何が公平な税負担の配分であるかについては、争いがある。」とし、利益説(benefit theory)と能力説(ability-to-pay theory)という二つの見解の歴史的な対立について述べている。;赤松晃は、赤松晃、前掲6)35頁(2001)で、「この時期(1920年代:筆者加筆)は、所得税の課税概念が利益説を基礎とする制限的所得概念から能力説を基礎とする包括所得概念へと転換していく時期であったことが認められる。」、としている。

支払う一定の基本的コストは増加するのである。・・・市場を維持するためにはコストがかかるのであり、そのコストは、何らかの方法で当該市場からの受益者全員に配分されるべきである²⁹⁾。」、とした。

4. 2 事業のパートナーとしての国家の位置づけ

事業所得に対する租税は、公的な支出・投資によって維持される事業環境が私的事業の利益の一部を作り出していることに対する国家の持分(share³⁰⁾)である、という。また、国家の役割を資産税と事業所得税とを対比させて、資産税の場合には国家は情け容赦のない「債権者」であるのに対して、事業の純所得に対する課税の場合には物分かりの良い「パートナー」であり事業環境を整備し、研究開発を促進し、新規の事業を育成している³¹⁾、という。

4.3 事業に対する純所得課税の意義

事業の純所得に課税する意義については、新しい産業を勇気づけ、不毛の時代にはすべての産業に対する課税を大目に見ながら、産業が行う研究開発を助成している³²⁾、という。

²⁹⁾ Adams 1917, *supra* note 3, at 187,

³⁰⁾ Ibid. at 189-190 において、利益説に能力説を融合させている。

³¹⁾ Adams 1915, supra note 3, at 235-237 では、資産税と事業所得課税との比較の上で、「所得税は、新規で研究開発的事業或いは幸運に恵まれなかった事業から取り上げるものはほとんど無いか或いはまったく無い。所得税は、小規模事業の経営者を助けるばかりでなく、新規でリスクの大きい事業を行う大規模事業までも助ける。所得税は、企業の業績が悪かった年度を助ける、いいかえれば課税を慎む。」そして、「所得税制度は、個人経営を支援する働きをし、合衆国州を、優先的所有者でもなく、単一所有者でもなく、私的産業の成熟した(full fledged)且つ思いやりのあるパートナーの地位に置く。」、つまり、国家は事業の純利益に対してのみ持分を有するパートナーであるという。

³²⁾ Adams 1917. supra note 3. at 190.

4. 4 租税の賦課・徴収面での効率性

租税の賦課・徴収の効率について、事業に対する課税それ自体が極めて大きな財政上の価値を有している。事業所得課税は、比較的コストをかけないで徴収でき、生産性が相対的に高い。事業単位に課せられる租税の所与の税率は、通常、当該税率を個々の事業の所有者に課するよりも、はるかに多額の税収を生みだすのである³³。

主に財政学者らによる事業所得課税に対する批判に対して、Adams は後に 当時の事業所得課税は、税率も低く連邦政府の歳入額に占める割合は低い³⁴⁾ が、長期的には事業所得課税は個人所得課税以上の税収をもたらすものと確信 していた。

4.5 源泉地国課税と居住地国課税

Adams は、利益説を根拠に、自国の居住者の総所得(国内源泉か国外源泉かに関わらず。)に対して課税する居住地国課税の原則に対して所得の源泉に基づく源泉地国課税の原則を優越させる考えを述べた 350。しかし、Adams は、必ずしも居住地国課税を否定したのではなく、源泉地国課税の補強(backstop)として居住地国課税を位置付け、その結果生じる二重非課税を防止する方法として、FTC 制度を提案した。この点について、Adams 曰く、「脱税を防止するために、控除又は税額控除(deduction or credit)を通じた FTC 制度による救済が与えられるのである。居住地国は、国外源泉所得についてもあたかもその所得が国内源泉から生じたかのごとく自国が課する租税の額を計算することになるが、そこでは既に少なくとも一回は外国税が課されていることを確認す

- 33) Ibid. at 187.
- 34) 合衆国における 1913 年から 1935 年までに期間における税率の推移については、Bank 2010, *supra* note 16, at 109。
- 35) See, Mitchell B. Carroll, Proposed and Allied Methods of Preventing Double Taxation, in Department of Commerce Special Circular No. 122, at 27 (1926), Yale Adams Papers Box 13 (League of Nations).

る。もし納税者が外国での課税を逃れているときは、当該納税者はその本国で捕捉される。さらにいえば、FTC制度では、外国税が納付された又は納付されることを示す確信できる書類の提出があって初めて認められるのである³⁶⁾。」つまり、Adams は、二重課税と同じ重要性をもつ脱税若しくは二重非課税(double no-taxation)に対する懸念からも、源泉地ベース課税の補強としての居住ベース課税が必要であると考えていた³⁷⁾。

4.6 二重課税に対する救済方法

Adams は、二重課税の問題を納税者に対する不当な差別の問題として捉えている³⁸⁾。さらに Adams は、二重課税を引き起こす源は、居住地国であって源泉地国ではないという³⁹⁾。「国家が物税への課税に固執しながら同時に(人

³⁶⁾ Adams は、居住地ベース課税が源泉地国課税に対する有効な補強策 (backstop) としての役割を果たすと考え、源泉地ベース課税を第一優先とすることに同意していた。これは Adams だけの考えではなく、Adams と連邦財務省を含む同時代の同朋も、Adams が最初に考え出した FTC 制度は、居住地ベース課税の優越性を拒絶するものであると認識していた。See, Graetz 1997, supra note 2, at 1040.37) See, Thomas S. Adams, A Suggested Amendment to Sir Percy Thompson's Proposal Regarding a Deduction or Credit (undated), at 2,Yale Adams Papers, Box 17 (Report 1927 May-Dec.).; See also, Adams 1932, supra note 3 at 125-126.

³⁷⁾ See, Thomas S. Adams, A Suggested Amendment to Sir Percy Thompson's Proposal Regarding a Deduction or Credit (undated), at 2,Yale Adams Papers, Box 17 (Report 1927 May-Dec.).; See also, Adams 1932, supra note 3 at 125-126.

³⁸⁾ Adams 1929, *supra* note 3, at 197(1929) では、「もし有る納税者が同じ租税を2回課税され、一方では同じような状態にある大部分の納税者が一回だけ課税される状況にあるときは、真に間違っているか又は公正ではないことが行われており、他の事実関係が同一であれば、立法者は可能な限りそれを正すべきであるという気持ちが合衆国の立法府にあった。」、という。

³⁹⁾ *Ibid.*、では、「納税者に課されている不当な二重課税の多くは、外国政府から課せられているのではなく納税者自身の政府から課されているのである。」、ので、納税者の居住地の政府が二重課税排除の救済を与える義務があるという。

税に対する課税の結果生じる)二重課税の排除を望むのであれば、何らかの方法で自らの居住者が国外源泉から得る所得に対する外国税を(FTCの制度を通じて:筆者加筆)免税にすべきなのである。つまり、二重課税の排除のためには、外国政府からの妥協を引き出すのではなく、国外に投資する納税者の母国による自己否定的処置(self denying ordinance)が必要なのである⁴⁰。」。

結局 Adams は、源泉地国の政府が私的企業に提供する便益により正当化される源泉地ベース課税という考え方に加えて、経済的自己の利益(self interest)の力と実行可能で長期的に安定させ得る解決策に対する強い信念に対する配慮から、居住地国課税に対して源泉地国課税の優越性を主張し、「あらゆる国家は、その国家の領域内の源泉から所得を得る非居住者である外国人に対しても課税すべきであり、それは正しいし少なくとも不可避なのである410。」。したがって、居住地国が片務的に二重課税を排除するための措置を講ずるべきであるという420。源泉地国課税に優越を与えながらその補強として居住地国課税を採用すれば、その結果生じる二重課税は不可避であり、そのコロラリーとして、FTC制度が必要であるであるという430。彼が提案したFTC制度を立法するときに、ほとんど反対意見を招くこともなく1919年440に法律

⁴⁰⁾ Adams 1932, *supra* note 3, at 120-121.

⁴¹⁾ Adams 1929, *supra* note 3, at 197.

⁴²⁾ Ibid., at 198.

⁴³⁾ *Ibid.*, at 198. では、「源泉地国課税の採用の必然的コロラリーとして、外国源泉の所得を得る自国の市民又は居住者に対して。居住地国は何らかの形での免除を行う義務がある。」、とした。

⁴⁴⁾ 外国税額控除制度が1918年歳入法の一部であったとされているが、誤解がある。何故なら実際に法案が成立したのは1919年である。もともと法案は1918年夏の連邦議会に提出され、同年9月には下院で可決されたが、同年11月の第一次世界大戦の休戦まで上院による審議を完了させることができなかった。当該休戦後法案に一定の修正を加えた上,上院で可決されたのは1919年2月となった。See, Graetz 1997, sura note 2, at 1047, Note 105.

が制定されたことは、Adams にとっては驚きであったという 45)。

かくして、納税者に対する公正な取り扱いを根拠に、世界で初めてFTC 制度が創設されたが、当時 Adams のアシスタントを務めたとされる Carroll は、自国民が外国で事業を行うことを促進しようとしている合衆国にとって、FTC は理想的な制度であると評した 46 。

⁴⁵⁾ 二重課税の排除の方法として、Adams が外国税額控除制度を連邦議会に提案し承認された状況について次のように述べている。「第一次世界大戦中、合衆国の財政負担をかつてないほどに多額となる状況の中で、筆者は、合衆国が、国外源泉から得る所得に対して外国で課税されたアメリカ人が、アメリカに納付すべき租税からドル対ドルで外国税額を税額控除できるいわゆる外国税額控除制度を連邦租税法に加えることによって、先ほど述べた公平の原則を実現すべきであることを、連邦議会に提案した。筆者は、その提案を行ったときに、真剣に検討されるとは考えなかった。筆者は、それまで頻繁に立法のための委員会で、『そうだね、Adams 博士、それは大変に良い提案であるけど、今の財政はその提案を許さないであろう。』といわれていたので、その提案は却下されると思っていた。しかし驚くことに、外国税額控除制度は承認されたが、その理由は、その提案が公正の意味合いでの響きに触れたこと及び戦時の高税率の下での二重課税が不正義とされただけではなく、実際に納税者の倒産が生じていたからである。」。See, Ibid., Adams 1929, supra note 3, at 198.

⁴⁶⁾ Yale Adam Papers Box 13 (League of Nations) に収蔵されている、1927年9月3日付けの Carroll から Adams あての書簡に添付された "Double taxation Conference" という題目の報告書で Wall Street Journal の求めに応じて Carroll が作成し Adams の承認を求めた原稿が残されている。; Carroll with Introduction by Thomas S, Adams, Double Taxation Relief: Discussion of Conventions drafted at International conference of experts,1927 and other measures, at 17(dated unknown)[Hereinafter cited as Carroll/Adams 1927], Yale Adams Papers Box 13 (League of Nations) では、「自国民の外国での営業を促進し、自国の市民又は居住者に対する二重課税を救済したいと考える主要な債権国にとっては理想的制度である。・・・合衆国は、事実上、自国の市民に外国に行って営業を行うように勧めている。そしてもし合衆国市民が外国で得る利益に対して租税を納付するのであれば、その租税の請求書を提示すれば、合衆国はそこで生じる二重課税を救済する制度である。」、と合衆国の外国税額控除制度を評した。

5. 合衆国と当時の英国との間の論争

居住地国課税と源泉地国課税のいずれに優先的課税権を与えるべきかという議論の対立が合衆国と英国との間にあった⁴⁷⁾。当時の英国(Great Britain、以下単に英国と言う。)の財政専門家を代表する Hill は、当時英国が採用している(源泉地国課税を排除した:筆者加筆)居住地国課税だけに限るべきであり、これと源泉地国課税を組み合わせれば、その結果生じる二重課税の救済が必要となるが、そのようなことが国際的に成功するはずがないとしながら、源泉地国ベース課税を外国人および外国法人に課せたとしてもどの国家にも利益をもたらさないと主張した⁴⁸⁾。合衆国の Adams の代わりに出席した

⁴⁷⁾ Carroll/Adams 1927, supra note 46, at 17 で、英国における二重課税排除の制度は、債権 国にとって有利な制度であるとして、「英国が提案する制度は、債権国にとって最も有 利な制度である。もしそのような制度を一般に適用すれば、他国への投資及び他国での 事業から得る所得は、現地の租税の徴収額(toll of local tax)を減ずることなく母国に持 ち込まれ、当該所得の受領者の居住地だけで課税されることになる。さすれば、資本は、 債務国が支払う利子に対して課される税率の問題を考慮することなく、最も必要とされ る又は最も生産効率が良い国へと自由に流れることになるのである。」、とする英国の主 張を報告し、更に財政専門家委員会による1927年報告書での、財政専門家による意見を、 「本委員会の意見の基本的利点は、源泉地国も居住地国もお互いに相手側のためにすべて の犠牲を払う事が無いことである。それぞれが自らの租税の持分を受け取ることになる。 最初に一定の税率で租税を徴収する。次に、居住地国は、既に源泉地で課税された所得 も含める合計所得について、その受領者に人税を課すことになる。」と報告している。文 言の上で、物税及び人税という区分を残しているが、基本的には源泉地国課税を優先さ せながら、国内源泉及び国外源泉から得る合計所得顔に対する居住地国課税に一歩近づ いているが、源泉地国課税を排除し居住地国課税だけに依拠しようとする英国とは真っ 向から対立している。なお、本文献は、拡大財政専門家委員会による1927年報告書に付 された二国間モデル租税条約予備草案について、(恐らく合衆国の商業会議所の加盟団 体に対して) Adams の指導の下に Carroll が行った報告内容を記載しており、Mitchell B. Carroll with Introduced by Thomas S. Adams, Double Taxation Relief, U. S. Department of Commerce Information Bulletin No. 523 に掲載されたものから入手した。

⁴⁸⁾ Committee on Double Taxation Meeting held on November 23rd and 24th,1923, at 6-9, Yale Adams Papers Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr.) では、英国の代表者の主張とし

アメリカ部の二重課税委員会の委員である Robinson は、英国の意見に真っ向から反対し、源泉地ベース課税の原則を優先させながら合衆国流の救済方法は、現実に実行可能であると主張した⁴⁹⁾。Adams は、特に事業所得に対する居住地原則だけに基づいた課税は、実務的でもなく政策的現実性は無いと否

て、「二重課税を回避する方法は、居住地の原則だけを採用するか、源泉地の原則だけ を採用するかのいずれかである。実際には、全ての国家は、源泉に基づいた課税をす るか否かに関わらず、自国の居住者に課税しており、すべての国家は可能な限り税収 を確保しようとして、納税者が納付できる限り徹底的に課税している。英国の委員会は、 我が国の居住者が外国で稼得する利益に対する課税権を放棄することを我が国政府に 求めたとしても、全く受け入れられる望みはないと考える。したがって、源泉地の原 則だけを採用することは実行不可能である。そこで両方の原則を組み合わせると、そ こに救済(一種のFTC制度:筆者加筆)を組み合わせない限り二重課税が生じる。英 国における1920年財政法の立法以来、救済の制度を採用しているが全く役に立ってい ないといわざるを得ない。ましてや国際的にそのような救済制度が運用できるはずが ない。」。さらに、海運所得に係る還付の例をあげて、書類手続きの負担、還付に対応 する所得がない場合、税率の変化により還付額が減額させる場合などの、現在英国が 採用している救済措置の問題点を指摘し、それを国際的に実施すること等不可能であ ると切り捨てていた。; さらに英国の主張はその後も一貫しており、財政専門家委員会 による 1927 年報告書に付されたモデル二国間租税条約予備草案についての各財財政専 門家による討議においても、英国の Percy Thompson は、Adams が提案する二重課税 排除のための外国税額控除制度に対して、「二重課税を課された自国の納税者を救済す るために、英国が他国で当該納税者に課した租税の全額を差し引く(rebate)ことを英 国政府に提案していることか?私は、英国財務省がそのようなことを簡単に受け入れ るとは考えられない。」と、同様趣旨の主張を行っている。See as well, Draft Bilateral Convention Concerning Double Taxation (Continuation), at 7,Yale Adams Papers Box 17 (Report 1927 May-Dec.).

⁴⁹⁾ *Ibid.* at 9-10. また、Mitchell B. Carroll, *Proposed and Allied Methods of Preventing Double Taxation*, in Department Commerce Special Circular No. 122, at 9-10 (1926), Yale Adams Papers, Box 13 (League of nations) では、Robinson は、いつも Adams が頻繁に使用した例を使って、「フランスに居住する者が、(配当のような形で)そのすべての所得を合衆国から受け取っている。」場合に、源泉地国が課税権を放棄することはあり得ないと述べた。源泉地国が課税権を主張するのは論理的に妥当であり、しかも不可避である。」、と反論した。

横浜法学第24巻第2・3号(2016年3月)

定した⁵⁰⁾。

居住地国課税を優先させ源泉地国課税を排除又は制限すべしとする英国の主張は、後に L.N. の後援の下で開催される財政専門家会議においても、一貫して Sir Percy Thompson の主張に引き継がれていく 51 。

6. 小括

かくして、合衆国の国際課税制度を特徴づける FTC 及び控除限度額の制度を伴う全世界所得課税制度は 1919-1921 年に形成され、ほぼ一世紀経過した現在でもなお合衆国居住者(合衆国市民及び合衆国で設立された法人並びにパートナーシップ)が、外国で稼得する所得に対する合衆国連邦租税法の根幹(linchpin)を成している ⁵²。

次に、Adamsの指導の下で創設された合衆国の国際課税制度及び国際的二

⁵⁰⁾ Adams 1917, supra note 3, at 188-189 では、事業所得課税の文脈で Adams が主張する「利益説」を根拠に、「租税は、人が居住しているところで納付されるのであり、事業上の取引のあるところで納付されるのではないと考えられる。ここに法人があり、その所有者は課税管轄 A に住んでおり、その工場は課税管轄 B にありその本社は課税管轄 C にあり、その主要な販売事務所は課税管轄 D にあるとしよう。議論するまでもなく、これらの各々の課税管轄は課税権を要求するであろう。人的所得税はこれらの課税管轄の中で2か所だけで徴収されるのが通常であっても、各課税管轄は時間をかけて何らかの租税を徴収するようになるであろう。そして多くの所得課税の信奉者は、所有者が居住する課税管轄 A だけで徴収すべきと主張するであろう。」と、結局は A,B,C,D の全てが課税管轄を主張することになろうという。源泉地国課税に優越性を与えるべきとする論拠を述べながら、財政専門家委員会がその1925年の報告書で提案した恒久的施設に言及した議論であると考える。

⁵¹⁾ L.N., Fiscal Committee: Report to the Council on The-Work of the Second Session of the Committee held in Geneva held in Geneva from May 22nd to 31st 1930, at 9 (1930) [C. 340. M. 140. 1930. II. A.]; L. N., Fiscal Committee: Report to the Council on The-Work of the Third Session of the Committee held in Geneva from May 29th to June 6th, 1931, at 7-8 (1931) [C. 415. M. 171. 1931. II.A].

⁵²⁾ Graetz 1997, supra note 2, at 1021-1022.

重課税の排除の方法が、I.C.C. による国際的二重課税及び脱税の防止のための研究において先駆的役割を果たしたことを明らかにする。

Ⅱ 国際会議所による先駆的研究

1. I.C.C. の創設

I.C.C は、1919年に合衆国のアトランティックシティで開催された創立総会において、第一次世界大戦後の戦火に見舞われた諸国が復興し、外国への事業及び投資を回復させるためには、「二重課税の弊害(evils of double taxation)」を除去することが肝要であると決議し、それをジュネーブで創立されたばかりのL.N. に嘆願した⁵³⁾。I.C.C. はその国際本部(International Headquarter)をパリにおき、二重課税委員会(Committee on Double Taxation)を組織した⁵⁴⁾。当該二重課税委員会は、その下部組織として各国に国内委員会(National Committee)を組織し、合衆国については、当該国内委員会をアメリカ部門と呼び、当該アメリカ部門の二重課税委員会の議長(Chairman)をAdams が務めていた。

2. パリ会議における最初の決議

1920年6月23 - 30日に、パリで I.C.C. を組織するための会議が開催されたが、そこで次のような決議が行われた。「加盟国の商業上及び産業上組織の代表者からなる I.C.C. は、正式に招集された会議において、個人又は会社が、同

⁵³⁾ 赤松晃 2001、前掲 6) 22 頁。

⁵⁴⁾ I.C.C. の二重課税委員会 の 構成 メンバーは、議長:M. Gaston Perier (Banque d'Outre-Mer at Brussels)

以下ベルギー、フランス、英国、イタリア、オランダ及び合衆国から任命された6名。なお、オランダは当初加盟国ではなかったが、最初の委員会から出席し後に加盟した。See, John

G. Herndon Jr., Relief from International Income taxation –Development of International Reciprocity for the Prevention of Double taxation, at 21 (1932) [hereinafter cited as Herndon 1932].

一の所得に対して複数国により何重もの租税の納付を強いられてきたことを防止するために、外国で納付される租税と母国で納付される租税との差額に係る課税権を、当該個人又は会社が属している居住地国が有していることを考慮しながらも、加盟国の政府間で速やかな合意が行われるよう要求する 55 。」と決議した。さらに、「I.C.C. の役員会のメンバー(the Board of Directors)は、関係する加盟国の政府をも代表し、それぞれの国で本決議が確実に実行されるように努める 56 。」と決議した。

Herndon は、この決議が重要なのは、第一に、I.C.C. の創設に寄与したのは、第二次世界大戦終結後すぐに二重課税の重要性に気付いていた加盟国の商業上及び産業上組織の代表者であるが、二重課税の問題という個別・具体的で明確な論点に関して、当該代表者が自国の政府に対して早急に関係政府間が合意するよう要求したことにある 577、という。また第二に、源泉地国課税と居住地国課税との重複を考慮した上で、二重課税を排除する方法について具体的な提案を求めていることにある 588、という。

しかし Herndon は、I.C.C. は、上記決議のうち前述の「I.C.C. の役員会のメンバーは、関係する加盟国の各国政府をも代表するものであり、本決議が確実に実行されるように努める⁵⁹⁾。」という点ついて、すぐに、達成することが実際には困難であることに気付いた、という。つまり国家主権を有する各国の所

⁵⁵⁾ 本決議については、Memorandum No.1. Suggestion as to Statements that your Committee Might Consider Placing Before the Paris Meeting, at 5, Memorandum No.2.2 a Statement upon the Attention that Has Been Given to the Subject of Double Taxation in International Chamber Circles (Date unknown), Yale Adams Paper Box 12 Correspondence 1923-1924 Apr.)

⁵⁶⁾ Herndon 1932, *supra* note 54, at 20.

⁵⁷ Ibid., at 20-21.

⁵⁸⁾ I.C.C. は、二重課税を防止する方策について「個人又は会社が属している国が外国で納付された租税の額と母国で納付される租税の額との差額に係る課税権を有していることを考慮した上で、具体的な(specific)提案が行われることを求めた。」。See, *Ibid.*

⁵⁹⁾ Ibid.

得税制度に大きな違いがある中で、二重課税を排除するための原則さえ決議できれば、ベルギー、フランス、英国、イタリア及び合衆国等に対して、当該 決議に合わせて自国の国内法を改定するように各国政府を説得できると考えた が、そのような考えはあまりにも短絡的であったことに気付くこととなる。

3. ロンドン会議における決議

3. 1 ロンドン会議に提案する原則の準備過程

I.C.C. の二重課税委員会は 1921 年 3 月及び 4 月にパリで会議を開催し、同年 6 月 27 日 - 7 月 1 日に予定されているロンドン会議に提案する声明について の準備を行った $^{60)}$ 。 そこで所得税に関して、確立されるべき原則の案文が検討された $^{61)}$ 。

原則1:ある国内で獲得され(earned) 徴収される(collected) 所得に対する租税については、(不動産、動産、事業及び自由職業について) いずれの源泉から稼得されたかにかかわりなく、また所得に対する付加税(super-tax) に影響を与えることなく、当該国は、自国市民および外国人居住者の両方の納税者(当該納税者が自国の居住者であるか否かに関わらず。) に対して同じような取り扱いをすることに同意しなければならない。

⁶⁰⁾ Herndon 1932, supra note 54, at 21.

⁶¹⁾ Adams あての書簡で、I.C.C.のアメリカ部門の議長(Chairman)である A.C. Bedford が Adams を当該アメリカ部門の議長(Chairman)に任命したいこと、1920 年 6 月の I.C.C. のロンドン会議で採択された決議について、合衆国のビシネスマンの観点から検討して欲しいことを伝えており、本書簡及び本書簡に添付された当該決議文が残されている。See a Letter dated December 5,1921 from Acting Chairman to Adams, Yale Adams Papers, Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr).

Ke Chin Wang は、「このような払い戻しの原則は、一定の国で実施されており、例えば、ベルギーでは既に課された租税の額の80%までの払い戻しを認めており、合衆国では相互主義を条件として、租税に課された租税の額の総額の払い戻しを認めている。」、という。See Wang Ke Chin, *International Double Taxation On Income: Relief Through International Agreement 1921-1945*, at 98, 59 Harvard Law Review 73 (1945). [hereinafter cited as Wang 1945].

原則2:ある外国で獲得され(earned) 徴収される(collected) 所得に対する租税については、(不動産、動産、事業及び自由職業の) いずれの源泉から稼得されたかにかかわりなく、所得に対する付加税(super-tax)に影響を与えることなく、当該国は、(自国市民、外国人居住者、外国に居住する自国市民である) すべての納税者に対して同じような取り扱いをすることに同意しなければならない。

なお、(二重課税を課せられた:筆者加筆)この種の所得が租税債務から完全に免除されないときは、当該所得は、源泉地国において既に租税を課されている所得に係る租税を斟酌して考慮されるべき払い戻し(rebate)の客体(object)とされなければならない。

原則3(a):すべての種類の所得に対する付加税については、各国は自国の市 民(当該市民の居住の場所に関わらず。)に対してのみ課税することが望まれる。

原則3(b):既に述べた取扱いを採用できない国は、他国で獲得する所得を別に して、当該国内で獲得する合計所得に対してだけ適用される租税でない限り、少な くとも当該国の領土内に居住する外国人に課税することは慎まなければならない。

原則 4.:上に掲げた原則は、個人(individual person)に対する適用と同じように、会社等(company, etc.)に対しても適用するものと解されることが望まれる。

3. 2 Adams による助言

この原案に対して、Adams がいくつかの助言を行っている ⁶²。原則1及び原則2について、原案は全体として租税をどの国が徴収するかに力点をおいているので、「租税を徴収する場所」にかかる文言を削除すべきである ⁶³とした。

⁶²⁾ I.C.C., Memorandum No.1.Suggestion as to Statement that Your Committee might Consider *Placing Before the Paris Meeting*, at 5, *Memorandum No.2.2 a Statement upon the Attention that Has Been Given to the Subject of Double Taxation in International Chamber Circles*, at 9-10, Adams Paper Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr.).

^{63) &}quot;Memorandum No.2, 2. A statement upon the Attention that had been given to the Subject of Double Taxation in International Chamber Circles Up To Date", at 9, Yale Adams Papers Box13 (League of Nations) [Hereinafter cited as I. C. C. Memorandum No 2] では、「今仮に、ロンドンに

原則2については、(二重課税に対する救済に係る:筆者加筆)第二段落の全文を削除すべきである。それは、執行面の細目に係る記述であるが、極めて高度に重要な論点である。その理由は、諸国の立法者及び執行当局間では、このような論点に対して意見が一致しない事が考えられるからである ⁶⁴。Adamsは、この段階で、所得の源泉が複数国にまたがる所得の配分の問題までも提起し、この問題の解決には学説等を根拠とする原則に求めるのではなく、長年の諸国の実務又は諸国間で締結された租税条約の下での規定の中に見出すことができるはずであると、繰り返し説いている ⁶⁵。

- 64) Ibid. において、Adams は次のような例を示している。「今仮に、英国の法人が合衆国で 材木を切り倒し、一部加工した上でスコットランドの工場に引き渡し、最終製品の大部 分をオランダの所在する販売事務所を通じて販売するとすれば、最終的純利得のうちど れだけの割合の所得を関係する三つの課税管轄各々で生じたといえるのか?この論点が 根本にかかわる問題であり、明文による提案が合意されない限り、各国の立法主体に対 して一般原則を推奨しても耳も貸されないことになる。」。つまり各国の課税実務又は締 結済みの租税条約上の規定の中から、諸国がその適用に合意できる所得配分の準則を選 び出すことが必要であることを、示唆している。
- 65) Suggestion for Report on Double Taxation by the American Section of the Committee on Double Taxation, at 4 (1922/12/20), Yale Adams Papers, Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr.) では、「実務の上でこれまで見られてきた、または、慎重な検討を行った上で、重要な二重課税の事案を減少又は排除を約束する比較的限定された範囲のごく少数の明確な提案 (a few definite proposal) ………について議論することにより、二重課税を最小限にまで回避し又は減少させることはできる。二重課税を減少させる又は排除する問題は、あくまでも実務的であり且つ具体的な問題であって、決して抽象的な問題でもなく一般論的な問題でもないのである。」この文言は Adams が繰り返し述べていた。後に述べるが、ここで、Adams がロックフェラー財団に働きかけ、その財政的支援の下で各国の租税制度及び各国間で既に締結されている租税条約を調査することとなる。

おける居住者がニュウヨークに不動産を所有していて、その賃料は、最初にニューヨークの代理人に支払われ、次にロンドンの代理人に送金され、最終的にロンドンの所有者に支払われるとする。賃料はどこで回収されたのであろうか。」、つまり「回収される場所は納税者の希望に合わせて、またはその選択による確定するものである。」同じことはその他の形の所得に対しても言えるが、「債券に係る利子は、母国でも外国でも受け取ることができ、又実際に利子が生じた場所及び債権者が居住する場所の両方で受け取られている。」したがって、所得税の下では、あくまでも所得が生じた源泉がどこであるかが重要であり、どこで回収したか(どこで支払われた)ではない。

原則 3 については、すべての所得に対する付加税について、各国は、自国の市民の居住地がどこにあるかに関わらず、自国の市民に対して課税すべきであるとすることについて、Adams は、現在は戦時中であることから付加税が高率のままで止まっている限り、自国に居住する自国の市民(又は法人)と外国に居住する自国の市民(又は法人)とを区別しないで課税することには反対せざるを得ないとして反論した 66 。ここでの反論は、とりわけ、前節で述べたAdams の法人所得税の課税根拠を利益説 67 に依拠するものである 68 。

原則4については、原則として同意できるが、とりわけ配当又は会社利益の 分配に対する付加税の適用については十分な検討が必要である、という⁶⁹。

3.3 ロンドン会議での決議

ロンドン会議で提案された決議案は、Adams の意見に基づく修正を行うほか、「払い戻し」に係る原則がベルギー及び合衆国で実施されている旨を追記し、さらに二重課税に対する救済方法として、ある外国において、所得に対する租税を徴収されたが、当該所得の全額又は一部が外国で獲得された所得であ

⁶⁶⁾ I.C.C. Memorandum No. 2, supra note 63, at 9. では、アメリカ部の意見として「現行の合衆国の所得税法の下で通常税率(個人で8%、法人で10%)に対して、個人に対する付加税(surtax)が65%であり法人に対する超過利潤税(excess profit tax)の税率が40%であるという(戦時中の)状況が続く中で、外国における事業から主たる所得を稼得するアメリカ人及び合衆国国内法人に付加税の全額を課税することには合理性が認められない。」と述べている。

⁶⁷⁾ この点については、北川博英、前掲27) 182-183 頁にて報告した。

⁶⁸⁾ I. C. C. Memorandum No. 2, supra note 63, at 9. では、「理論上は、少なくとも合衆国においては、付加税を課すことは、合衆国市民に対する二つの義務を果たさせることを意味しており、それらは、(a) 合衆国市民に対する自らの祖国への政治的義務、および(b) 恒久的居住者に対する当該恒久的居住者を包み込み保護している政府機関への支援である。」。したがって、合衆国内に恒久的に居住する外国人に付して付加税を課すのは公正な取り扱いであるが、恒久的に外国に居住する合衆国市民にまで当該付加税を課することは公正ではない、とも主張している。

⁶⁹⁾ Ibid, at 10.

る場合に、当該外国で徴収された租税の全額又は一部の額を払い戻す(rebate)とする原則を、外国で獲得された所得の部分に対して適用されなければならない旨を書き加えた。原則3(a)の原則を削除し、原則3(b)の原則については、自国内に居住する外国人に対しては、当該自国内で獲得される合計所得に課される付加税以外の課税を慎まなければならないとする規定を残した。原則4については、「会社等」を「会社及びパートナーシップ」に改正した70。

70) 改正された結果の決議の案文は:

原則1:ある国内で獲得される所得に対する租税については、(不動産、動産、事業及び 自由職業)のいずれの源泉から稼得されたかにかかわりなく、所得に対する付加税 (supertax) に影響を与えることなく、当該国は、自国の居住者であるか否かに関わらず、市民お よび外国人の両方の納税者に対して同じような取り扱いをすることに同意しなければなら ない。原則2:ある外国で獲得される所得に対する租税については、(不動産、動産、事 業及び自由職業)のいずれの源泉から稼得されたかにかかわりなく、所得に対する付加 税(super-tax)に影響を与えることなく、当該外国は、(市民、外国人居住者、外国に居住 する市民である)納税者に対して同じような取り扱いをすることに同意しなければならな い。もしこの種の所得が租税債務から完全に免除されないときは、当該所得は、源泉地国 において既に租税を課されている所得に係る租税の額を斟酌して考慮されるべき払い戻し (rebate) の客体 (object) とされなければならない。この原則は一定の国で既に実施され ており、例えば、ベルギーでは既に課された租税の額の80%までの払い戻しを認めており、 合衆国では相互主義を条件として、租税に課された租税の額の総額の払い戻しを認めてい る。ある国で所得に対する租税を徴収されたが当該所得の全額又は一部が外国で獲得され た所得について、徴収された租税の全額又は一部の額を払い戻すとする同じ原則が、外国 で獲得された所得の部分に対して適用されなければならない旨を追加した。原則3:すべ ての種類の所得(不動産、動産、事業及び自由職業から得る所得)に対する付加税につい ては、各国は、他国で獲得される所得は別にして、自国内で獲得する合計所得に対してだ け適用される租税以外に、当該国の領土内に居住する外国人に課税することを慎まなけれ ばならない。原則4:上に掲げた原則は、個人(individual person)に対する適用と同じよ うに、会社及びパートナーシップに対しても適用するものと解することが望まれる。See generally, Committee on Double Taxation, Resolution Adopted at the London Congress of the International Chamber of Commerce, Yale Adams Papers, Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr.).

3. 4 ロンドン会議における 4 原則の承認

上述の四つの原則については所定の修正を行った上でロンドン会議に提案され、I.C.C. による二重課税問題に係る最初の決議として承認され、あとは当該決議をいかに実施に移すかであると考えられていた⁷¹⁾。

4. 小括

ロンドン会議で承認された四つの決議は、共に当時ヨーロッパで多くの諸国が採用する物税(又は分類所得税)を念頭におきつつ、源泉地国の原則だけを基礎におき自国の納税者と外国人との間での、差別的課税を排除しようとすることに重点をおいているように思える。付加税についても、物税(又は分類所得税)を補完する租税に過ぎず、合衆国が既に実施しているような全世界所得に対する居住地国課税及びそれに付随するFTC制度にまでは言及しえていない。そのために、ある論者も指摘しているように、I.C.C. が行った課税管轄の原則に関する最初の表明は、源泉地国課税を支持するが、居住地国課税の有効性を完全に無視しているといえる⁷²。

⁷¹⁾ I.C.C., Committee on Double Taxation: Resolution Adopted at the London Congress of the International Chamber of Commerce, dated July 1st 1921, Yale Adams Papers Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr.). See also, I.C.C. Memorandum No. 2, supra note 63.

⁷²⁾ Wang1945, supra note 61, at 97; 赤松晃 2001, 前掲 6)、22 頁では、「1921 年のロンドン会議では所得源泉地国課税を基礎とする考え方をとっていたが、1923 年ローマ会議では居住地国課税へと全く逆の考えに転換し、」、という。